

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案

新旧対照条文

○ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（カレット利用率の向上）

第一条 ガラス容器製造業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、色、強度、形状、安全性その他のガラス容器の品質に対するガラス容器の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造するガラス容器のカレット利用率（ガラスの原料に占める使用されたカレットの質量の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。その際、事業者は、ガラス容器の需要者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造されるガラス容器のカレット利用率が平成三十ニ年度までに七十五パーセントに向上することを目標とするものとする。

第二条（第五条）（略）

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように制定する。

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（カレット利用率の向上）

第一条 ガラス容器製造業に属する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、色、強度、形状、安全性その他のガラス容器の品質に対するガラス容器の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造するガラス容器のカレット利用率（ガラス容器に占める使用されたカレットの重量の割合をいう。以下同じ。）を向上させるものとする。その際、事業者は、ガラス容器の需要者、国及び地方公共団体と協力しつつ、国内で製造されるガラス容器のカレット利用率が平成二十七ニ年度までに九十七パーセントに向上することを目標とするものとする。

第二条（第五条）（略）